

令和8年度 島本町産前・産後ヘルパー派遣事業 委託事業者募集要項

1 目的

島本町では、母親が産前・産後に体調不良等のため家事又は育児を行うことが困難な世帯に産前・産後ヘルパーを派遣し、家事又は育児等について援助する事業を行うことにより、母親の心身の健康を維持し、子の健やかな成長を図ることを目的に産前・産後ヘルパー派遣事業を実施します。つきましては、島本町産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱に基づき、事業を委託する事業者を募集します。

2 業務内容

別紙「島本町産前・産後ヘルパー派遣事業委託業務仕様書」のとおり

3 応募資格

「島本町産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱」及び「島本町産前・産後ヘルパー派遣事業委託業務仕様書」に定める業務の履行が可能な事業者で、次に掲げる（１）（２）の条件を満たす者とする。

（１）次の①～③のいずれかの条件を満たすこと。

- ①介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者であり、同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う者
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者であり、同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う者
- ③①又は②と同等の援助が提供できる者（上記の事業と類似の家事支援又は子育て支援事業について実績がある者に限る。）

（２）次の①～④の全ての条件を満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者として島本町から指名停止措置を受けていない者
- ②会社更生法、民事再生法等の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない者
- ③島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当しない者
- ④その他、関係法令等を順守できる者

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※令和8年7月からの業務開始を予定

5 要綱及び仕様書

別紙参照

6 委託料

別表2に定める額から別表1に定める額を減じた額とする。事業者は、利用者の属する世帯の区分及び派遣時間に応じて利用者から別表に定める利用者負担金を直接徴収することとする。ただし、事前訪問については利用者負担金がないため、別表2の全額とする。

7 事業開始までの流れ

- (1) 応募（申請）
- (2) 書類審査
- (3) 審査結果通知
- (4) 本業務の開始

8 応募（申請）に関する事項

(1) 提出先

〒618-0022

大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号 ふれあいセンター内

島本町 健康福祉部 すこやか推進課

電話：075-961-1122

FAX：075-961-1116

メールアドレス：kenkou@shimamotocho.jp

(2) 提出書類

- ①島本町産前・産後ヘルパー派遣事業委託事業者申請書
- ②島本町産前・産後ヘルパー派遣事業委託事業者申請にかかる誓約書
- ③事業者概要
- ④登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑤指定書の写し（3（1）①②に該当する者）又は、類似事業の実績（3（1）③に該当する者）
- ⑥島本町産前・産後ヘルパー派遣事業従事者名簿

(3) 書類の提出方法

事前連絡の上、郵送または窓口にてすこやか推進課宛に提出

(4) 書類の提出期限

令和8年7月から事業を開始する場合は、令和8年5月15日までに提出

※以降も令和8年12月末まで提出受付

9 審査及び結果の通知

提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる事業者を受託者と決定し、契約を締結する。

審査の結果は結果通知書により事業者に通知する。

10 契約を締結した事業者名等の公開

契約を締結した事業者については、事業者名、事業者所在地等について町ホームページにおいて公表する。

11 注意事項等

- (1) 応募（申請）に要する諸費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。

別表 1 (第 1 1 条関係)

| 利用者負担金 | | |
|-------------------------------------------------|----------|------------|
| 利用者の属する世帯の区分 | 最初の 1 時間 | 以降 3 0 分ごと |
| (1) 次号及び第 3 号に掲げる世帯以外の世帯 | 5 0 0 円 | 2 5 0 円 |
| (2) 生計中心者が当該年度分市町村民税所得割非課税者である世帯 (次号に掲げる世帯を除く。) | 2 0 0 円 | 1 0 0 円 |
| (3) 生活保護世帯及び生計中心者が市町村民税所得割非課税者であるひとり親世帯 | 0 円 | 0 円 |

別表 2 (第 1 3 条関係)

| 委託料 (交通費等諸経費、消費税及び地方消費税を含む) | |
|-----------------------------|------------|
| 事前訪問 | 2, 7 0 0 円 |
| 1 時間まで | 3, 8 0 0 円 |
| 1 時間超 1 時間 3 0 分まで | 5, 7 0 0 円 |
| 1 時間 3 0 分超 2 時間まで | 7, 6 0 0 円 |